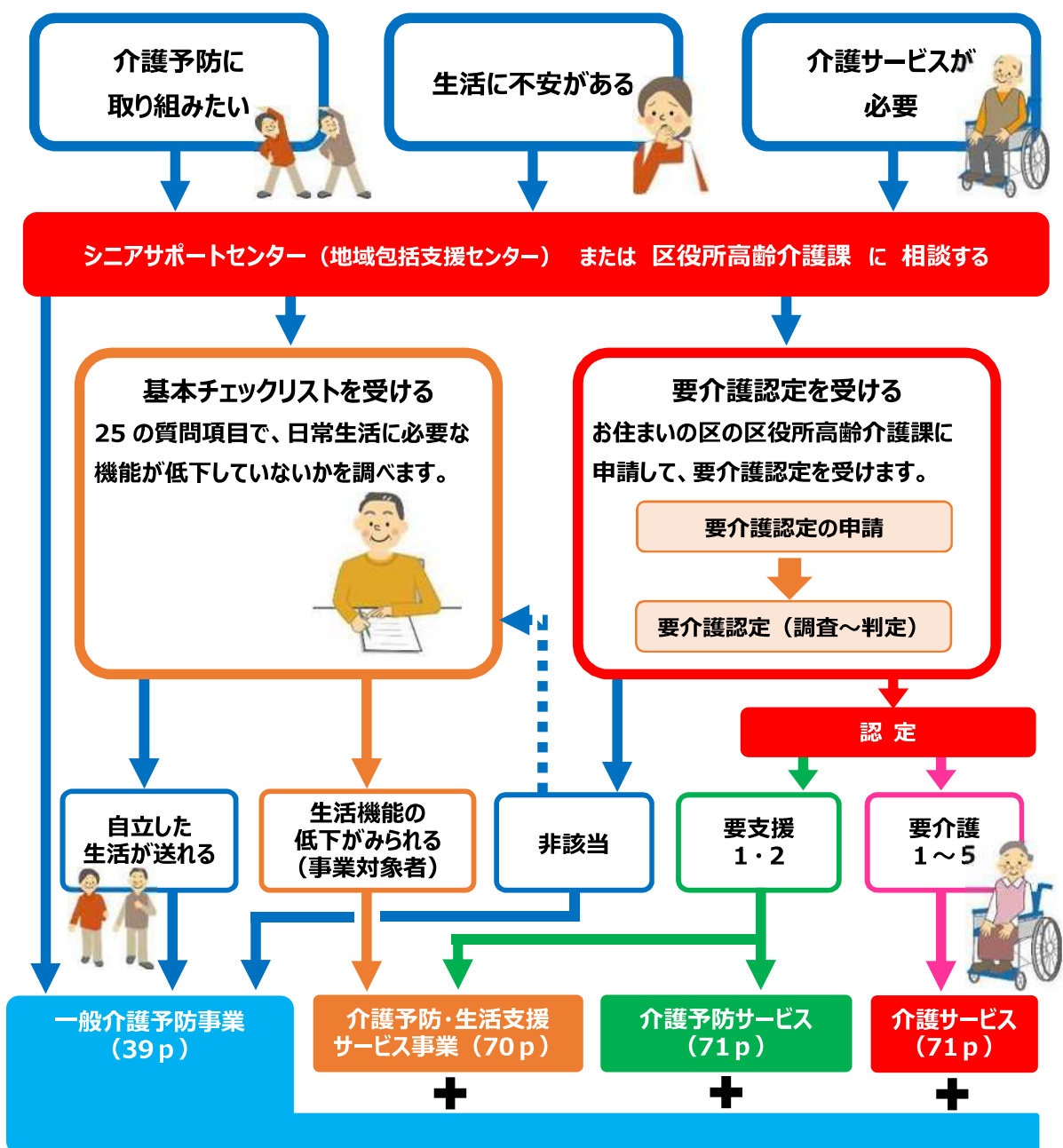


介護保険制度を上手に利用しよう

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要になったときに、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

介護保険サービスを利用するには、区役所高齢介護課に申請して、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。介護保険サービスによる介護や支援が必要な方は、お住まいの区の区役所高齢介護課（21p）にお問い合わせください。

介護保険サービスの利用までの流れ



介護予防・生活支援サービス事業の種類



対象者

- ①要支援 1・2 の方
- ②基本チェックリストにより事業対象者となった方

分類※	サービス種類	概要
相談する	介護予防ケアマネジメント	シニアサポートセンター（地域包括支援センター）の職員などにケアプランを作成してもらうほか、安心してサービスを利用できるよう支援してもらいます。
生活支援 身体介護	介護予防訪問介護サービス	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活支援を受けます。
安否確認 見守り	家事支援型訪問サービス	ホームヘルパーや市が実施する研修課程を修了した方に自宅を訪問してもらい、生活支援を受けます。
予防する 交流する 身体介護	介護予防通所介護サービス	施設などで、食事や入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
	交流型通所サービス	施設などで、半日程度の交流を中心とした多様な機能訓練が日帰りで受けられます。
	運動型通所サービス	施設などで、短時間の体操などによる機能訓練が日帰りで受けられます。

※認知症ガイドブックにおける「支援の内容」の分類です。



介護予防サービス・介護サービスを利用できる人

65歳以上の方（第1号被保険者）

常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）と認められた場合にサービスが利用できます。



40歳以上 65歳未満の方で医療保険加入者（第2号被保険者）

初老期における認知症など介護保険の対象となる病気（特定疾病）が原因で要介護状態や要支援状態と認められた場合にサービスが利用できます。



主な介護予防サービス・介護サービスの種類

以下では要支援・要介護の方が利用できる介護保険サービスを一部抜粋してご紹介します。詳しくはさいたま市が発行している冊子『さいたま市の介護保険』（区役所高齢介護課の窓口で配布）をご覧ください。

分類※1	サービス種類	対象者	概要
相談する	居宅介護支援	要介護 1～5	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者に応じた「ケアプラン」を作成し、利用者を支援します。
	介護予防支援	要支援 1・2	シニアサポートセンター（地域包括支援センター）の職員などが「介護予防ケアプラン」を作成し、利用者を支援します。
生活支援 身体介護 安否確認 見守り	訪問介護	要介護 1～5	ヘルパーによる入浴や食事などの生活支援が受けられます。
	訪問入浴介護	要介護 1～5 要支援 1・2	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けられます。
	訪問看護	要介護 1～5 要支援 1・2	看護師等が居宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助をします。
	居宅療養管理指導	要介護 1～5 要支援 1・2	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
予防する 交流する 身体介護	通所介護 地域密着型通所介護	要介護 1～5	食事・入浴などの支援や、生活機能向上のための支援を行います。
	認知症対応型通所介護	要介護 1～5 要支援 1・2	認知症高齢者を対象に、日帰りで食事や入浴、専門的なケアが受けられます。
	小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5 要支援 1・2	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	通いを中心にして、訪問介護と訪問看護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練が受けられます。
生活支援	福祉用具貸与	用具によって要件有	日常生活の自立を助けるため、歩行器等の福祉用具を貸与します。
	特定福祉用具購入	要介護 1～5 要支援 1・2	入浴などに使用する福祉用具を、特定福祉用具販売事業者から購入した場合、費用の保険給付相当額（上限年間 10 万円）を支給します。
住まい	居宅介護住宅改修	要介護 1～5 要支援 1・2	手すりの取り付け、段差の解消等の改修にかかった費用の保険給付相当額（上限 20 万円）を支給します。
	特定施設入居者生活介護	要介護 1～5 要支援 1・2	有料老人ホームなどに入居している利用者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5 要支援 2	認知症高齢者が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。
	介護老人福祉施設	要介護 3～5 ※2	日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する、特別養護老人ホームです。
	介護老人保健施設	要介護 1～5	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設で、家庭への復帰を支援します。
	介護医療院	要介護 1～5	長期にわたり療養が必要な方を対象に、医療と日常生活上の世話が一体的に受けられます。

※1 認知症ガイドブックにおける「支援の内容」の分類です。
 ※2 要介護 1・2 の方は特例的に入所が認められる場合があります。

